

第六十八回 参議院地方行政委員会會議録第十七号

昭和四十七年五月二十三日(火曜日)
午前十時三十七分開会

委員の異動

五月十八日
若林 正武君 補欠選任
稲嶺 一郎君

五月二十三日
若林 正武君 補欠選任
稲嶺 一郎君

稲嶺 一郎君 補欠選任
平島 敏夫君

出席者は左のとおり。

委員長 玉置 猛夫君
理事 寺本 広作君
増田 盛君
占部 秀男君
河田 賢治君

委員

片山 正英君
塩見 俊二君
柴立 芳文君
高橋 邦雄君
原文 兵衛君
神沢 浄君
小谷 守君
杉原 一雄君
上林 繁次郎君
中沢 伊登子君

国務大臣

自治 大臣 渡海元三郎君

政府委員

建設大臣官房審議官 小林 忠雄君
自治大臣官房長 皆川 迪夫君

事務局側

常任委員会専門員 伊藤 保君

説明員

大蔵省主税局税制第一課長 高橋 元君
農林省農地局管理部長 堀川 春彦君

本日の会議に付した案件

○公有地の拡大の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十八日、若林正武君が委員を辞任され、その補欠として稲嶺一郎君が選任されました。

○委員長(玉置猛夫君) 公有地の拡大の推進に関する法律案及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を便宜一括議題とし、これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○神沢浄君 私は、質問に入る前に、この法案に対する基本的な態度と、それから、これからの質問の主意を明らかにしておきたいと、こう思うんですが、現在、資本による土地に対する無規制の投機的な投資のために、土地の異常な値上がりによる土地の取得難で、地方公共団体の行なう公共事業等が漸次その水準を低下させてきておるわけ

であります。あわせて、地方公共団体の低い財政力と相まって住民の生活環境は悪化の一途をたどっており、これが現状だと思っております。このような現状に対応する政策として、土地の利用権に法的規制を加えるということについてはこれは当然のことだと思っております。とりわけ、地方公共団体の行なう公共事業について土地の先買権を確立をすることというのは、いわゆる憲法にいうところの公共福祉の概念に何ら反するものではなくて、むしろ、できる限りその徹底を期さねばならない時期と条件にあるのではないかと、こういうふうに考えるわけでありまして。

そういうふうな観点の上に立ちまして、まず第一点として、本案は、むしろその内容が非常に消極的に過ぎるのではないかと、この点について議論をしてみたいと思っております。また第二点としては、この法律が施行されてまいります場合には、当然問題の裏側として、私権制限に対する公正妥当な補償措置というふうなものが必要になってくると思っておりますので、これらの点についての議論をしてみたい、こう思うところであります。それから第三点としては、本案と農林業との関係というものが非常に重大な点だと思っておりますので、その点につきましても若干の質問をいたしてまいりたい。いま申し上げましたような基本的な考え方、大体三つの点を主としてあげたのですけれども、それらの問題についてこれからお伺いをしてみたいと思っております。

そこで、まず第一に、この法案によりまして、第三條の第一項及び第二項において、それぞれ「農林漁業との健全な調和を図りつつ」とあるのは「農林漁業との健全な調和に配慮しつつ」と、こう特に二度にわたってその点を規定しておるわけでありまして、ただ文章上の表現だけで

は農林漁業との調和をどうはかっているのか、どういうふうな配慮をしているのかという点があまり明らかにわかりません。そこで、その点についてまず具体的な政策的な構想というふうなものを、どんなふうな持っておられるのかという点を、大臣いらつしやうていただいておりますから、大臣からひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(立田清士君) 大臣の御答弁のある前に一応この法案における趣旨だけを私のほうから申し上げてみたいと思っております。

ただいま御指摘のとおり、この公有地拡大をいたしましたために地方団体なり土地開発公社が土地を取得するわけでございまして、御承知のとおり、土地を公有地として取得しますという前提をいたしましては、その土地をまた有効に利用をするという問題が、土地利用の問題がございまして、したがって、地方団体なり土地開発公社が土地を取得するにあたりまして、周辺の農地等との関係におきまして土地利用を調整するとか、あるいは産業としての農林漁業との十分な調和をはかっていくとか、そういうような点を考慮して、土地の取得あるいは土地利用というものに配慮する必要があるということを趣旨として法案には規定しておるわけでございまして、したがって、現在、御承知のとおり、いろいろ無秩序な市街化が行なわれておりますが、そのために実際にいろいろ農業投資が行なわれております農林地区が、そういう意味でいわゆるスプロールの結果いろいろ蚕食されているという問題もございまして、それからまた逆に、市街地として整備されていく地域とされている地域があるわけでございまして、その辺における各種の投資との調整も必要になってくるということで、いわゆる農林漁業地区自身の土地利用の問題、それから市街地域における土地利用の問題、この両者をやはり合理的に十

分利用の面でもあるいはその前提としての土地取得にあつても配慮していく必要があるということとで、法案ではこういう趣旨を盛り込んでおると、こういうことでございます。

○國務大臣(渡海元三郎君) 公有地の地方公共団体の取得する目的というものは、大体都市的な利用をはかるというための公有地の獲得ということが主となると思います。したがってその獲得をはかるためには十分農林漁業地域とかそういう制度との調整をはかつて、あらかじめ有効に土地が利用せられるように、適切な措置を常に講じていかなければならないという観点からこの規定を入れておいたのだと思います。農林漁業が、具体的には、現在の状態を見ますと、農林漁業がされておる地区がまた侵食されて実質は都市的な事業に使われてしまつたり、あるいは、そのような計画を持たれておる地域にすら農林漁業がさらに行なわれようとするという傾向がなきにしもあらずでございます。今回のこの法案で公有地の確保の推進をはかると同時に、そのようなことのないようあらかじめ計画的に処置していかなければならないというふうな点を第三条におきまして明示をし、農林漁業との緊密なる連携をはからなければならぬということによりまして、このことを入れたような次第でございます。都市計画法にも市街化区域と農林調整区域あるいは振興地域ということが明示されておりますが、現在の状態は必ずしもこれが何と申しますか、その法目的どおりになっておらないというのが実情でございますので、公有地の拡大をはかるこの法案をつくるに際しましては、このことを念頭に入れます。農林漁業等の土地利用に対するところの計画的な効率的な利用をはかることを重点としなければならぬということを特に明記していただき、その間の連絡をさらに密にするように規定していただいたと、これが第三条にするものでございます。

○神沢清君 お話は観念的にはわかるわけです。建設省の方おいでになってますね。大体この法

案自体の土壌というのはやはり都市計画法だと思ふのです。言われておる都市計画法の思想、それから、それに関連している例のみなし課税というふうな問題も出てまいりましたが、あのみなし課税に特徴されるところの考え方、同じ国会に出されております都市基盤整備の法案ですか、これらに盛り込まれておるところの思想、これは農業を認めたんでは成り立たない思想じゃないでしょうか。大体農地は宅地にみなすのだ、こういうことをひとつ伺つておりました。もう一つ、農業との調和をはかるといふたいへんきい表現ですけれども、そうすると、その本来今日まで進められてきておるところの都市計画法に代表されるその考え方というものと、この法案に二度にわたつて強調されておる農林漁業との調和をはかるといふふうなことにつきましては、どこでどう具体的ににかみ合うのかという点がよくわからぬのです。それはまた下部未端の一番の問題に考えておるところですから、この点だけは、ちょっとくどいような論議になるかもしれないが、少し明らかにしておかなければならない点だと思ひます。一つの問題として、私は、むしろ農林業者にとつては無視、軽視だといわれるくらいに都市計画法から一連の考え方をもちて進められてきておる点と、それから、この法案に強調する農林業との調和という点と、これはどこでどうかみ合つていくのかということとを建設省のほうからお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(小林忠雄君) 現在のいろいろ問題になつております都市計画の問題あるいは土地の問題、この原因は、マクロ的に見ますれば人口、産業の都市集中、国家全体の産業構造の工業化あるいは社会的な都市化という現象に基本的に根ざしていると思ひます。そこで、農林漁業との調整というの、マクロ的に見ますれば土地利用の調整ということにならうかと思ひます。少し古くなつておりますけれども、新全国総合開発計画におきましては、農用地につきましては、大都市周辺でこれが壊滅され新たにまたふえると、新規開

発が行なわれて、昭和六十年と四十年で総面積において大体とんとんと、こういうふうに見ておるわけです。これに對しまして、その宅地のほうにつきましては大体倍になるといふような試算を新全国総合開発計画では立てておるわけです。そこで、われわれの試算といたしまして、この間行なわれまして昭和四十五年の国勢調査におきまして市街地人口、これが五千五百万人でございます。これがあと十数年間の昭和六十年までに大体三千万人ぐらゐるだろうというふうに見通されております。そういういたしますと、市街地面積が大体昭和四十五年の実績におきまして六十万ヘクタール、これが大体少く見積りまして九十万から百二十、三十万、ですから、五割から多く見積りますれば倍と、こういうことがマクロ的に見られるわけでございます。これは就業構造の変化なり国全体の工業化、都市化という現象から見て避けがたいところでございまして、その場合に、し

からば市街化するところはどこかというところが市街化するかと申しますれば、現在宅地化してないところでありまして、当然農地と山林、何らかの意味の一次産業用地が市街化することとも避けられないわけでございます。そこで問題は、いかなるところが市街化されるのかがいいか、ほつておけば経済原則に従ひまして虫食ひ状態に荒れるということでございます。そこで、これは農業サイドから申しますれば、農業投資をしたところが市街化されるというおそれがございます。将来農業投資をいたします際にどこへ農業投資をしていいかわからないという点の欠点がございます。それから市町村の都市計画をやります場合に、道路、下水というふうな都市施設をどこへ投資したらいいかという目安が立たない。かりに投資したとしても非常に効率が悪い、こういうふうなことがございまして、そこで都市計画法以来の一連のこういう土地利用計画と申しますのは、建設省と農林省がそういう意味で実は利害が相一致いたしまして、いわば傾分の確定をする、両省協議いたしまして傾分

確定いたしまして投資の仕分けをしようじゃないか。したがつて、市街化区域として線引きをいたします際には、単にそのサイドだけでやるのではなくて農林サイドと協議の上に線引きをする。線引きをした以上は、市街化区域の中では、農地法の市街地への転用を原則として撤廃をする、農業投資は原則としてしない。都市サイドにおきましては、そういうところに都市の投資の集中をする。そのかわり、市街化調整区域におきましては農地転用は原則として認めない、それから都市計画サイドにおきましては開発は厳に抑制する。こういうふうな制度になつておるわけでございまして、例の宅地並み課税の問題でございまして、その他一連の問題は、こういう土地利用計画に従つた土地利用をあらゆる面で政策的に發揮していこう、こういうことであらうかと思ひます。

そこで、この公有地の拡大法におきまして、第二章の市街化区域内の土地の先買ひ制度、これは市街化区域の中に限つておるわけでございまして、これは市街化区域の中に限つておるわけでございまして、これは市街化区域の中に公共団体が都市施設を優先的に整備する必要がある、こういうことのために市街化区域の中に先買ひを認めたわけでございまして、しかし、土地開発公社といたしましては、必ずしも市街化区域の中の先買ひだけでなく、自発的に先行取得をするということとは市街化区域の外でもできるわけでございまして、しかしながら、公共団体自身がそういう都市的な開発というものを市街化区域の外でむやみに行なうというふうなことは問題がある。一論といたしましては、市街化調整区域の中で法人の土地買ひあさが非常に激しい、これに對して公共が手を打つたらどうか、むしろ公共が買つたらどうかというふうな御意見もございまして、この法律ではむしろ公共団体の公共用地の先行取得をする、こういう目的でございまして、市街化調整区域の中において公共団体なり土地開発公社が土地を先行取得して、そういうところを宅地開発するといふようなことを公共みずからやるというこ

とは好ましくない、こういうようなことで第三条等ができています。こういうように了解しております。

○神沢浄君　そこで、いまの御説明の中にも出ておりますけれども、私も実は市街化区域に住んでいるのです。山梨の出身で、甲府のすぐそばです。結局、いままでの市街化区域におけるところの農民に対する指導というのは、ごく端的な言い方をすると、市街化区域の中にはもう農業は成立をしない、したがって農業をやれない。調整区域ないしは振興法の適用の地域に代替地を求めてやるよりしかたがない。端的にいうと、こういう考え方が指導されてきておるわけです。ですから、そうなりますと、これは市街化区域の中の法律である以上、農業とを考慮配慮することというのは、具体的には大抵どうということなのかという点が問題になるわけです。たとえば、いまの御説明からいうと、買い上げる場合には、どうして農業をやっているという者に対しては積極的に代替地のあっせんでもするというような意味を持っているのか、それとも、最近農業者のほうから例の生産緑地の問題とかあるいは観光農業の問題とかいうようなものが盛んに主張されるわけです。そういうような農業者の要望までかかえてそうしてこういう表現がされているのか、この辺を明らかにしておきたいと思うわけです。文章だけでは、具体的にはどうかということになりますと、まことにわかりかねる表現だということになる。その点をもう一度建設省のほうからお聞きしたい。それから農林省などとはどのような考え方をされておるのか、農林省からもお聞きをしておきたい。

○政府委員(小林忠雄君)　この法律の第二章は、土地の先買という制度は市街化区域の中だけで認められておるわけでございます。第一章、第三章の土地開発公社、その他の公有地拡大政策というものは必ずしも市街化区域の中だけとは限られてないわけです。

そこで、第三条の農林漁業との健全な調和をは

かるといふことは、実は都市計画法の最初のほうに出ておりますことばと同じことばでございます。して、その最大のものは、やはり市街化区域の市街化をむしろ優先する。市街化調整区域においてむやみやたらに開発の前提となるような土地の先行取得をするというようなことは、農林漁業との調整を考えた上でやっていく、こういうようなことだろうと思えます。ただいま御指摘の市街化区域の中におきます生産緑地等の問題は、むしろ都市計画の制度の問題あるいは税制の問題といたしまして今後どうしても検討しなければならぬ問題だと考えておりますが、まだその制度ができておりませんので、この段階で第三条がそこに入っておりますかどうかということは、そういう制度等のできました上で考えてまいりたいと考えています。

○説明員(堀川春彦君)　ただいま小林審議官が答え申し上げましたように、この三条の規定は市街化区域の中、並びに外にも地方公共団体なり土地開発公社の公有地の取得ということ、あるいは公有地たるべき土地の取得が行なわれるわけでございますから適用があるわけでございまして、したがいますと、広くわれわれの施策の対象としております農用地、農地というものが、この土地取得との関係で調整をはかる必要があるというところが出てまいるかと思えます。御承知のように、農林漁業は土地なりあるいは水面を利用いたしまして産業として成り立つというところでございまして、さようなことでございまして、たとえば農業に例をとってみますと、用水の問題あるいは排水の問題、あるいは圃場整備をいたしまして、ある程度の広がりを持つ規模のところで機械を入れまして効率的な農業を営むといったような問題、これはたとえばまんな中に公有地取得というようなことで、かりにそういう利用関係が分断をされるとか、あるいは用水、排水の関係が影響が出てくるといふようなことになりまして、これは公有地の拡大を一番望ましい形でやったということには必ずしもなりませんので、その調整をはかりまして、公有地の拡大の推進を農林漁業との調和の

上に立つて行なうていただくことが適當だと、かように考えてこういう規定が特に置かれておるものと理解をしておるわけでございまして、したがって、公有地の拡大を行なうに際しましては、これは自治省、建設省とも農林省といたしましては十分御相談申し上げて、自治省、建設省からそれの御指導をいただくと同時に、私ども農林省につきましては、先生御承知の農業振興地域の整備に関する法律というものがございまして、これに基づきまして目下振興地域の指定をし、整備計画を立てるというところをやっております。この整備計画におきまして、農地の利用についての土地の利用の区分あるいは利用の方法といふことは、そういうようなことにつきましても、区域を定めまして計画的に行なうというところになっておりますから、したがって、公有地の確保にあたつて、たとえばそういう整備計画で定められた農用地区域、これは原則として転用が許可されない区域でございまして、そういうところを避けてやっていたかどうかということも必要になってくるんじゃないか。それらの点は十分自治省、建設省とも御相談を申し上げて、私も農林担当の部局も指導してまいりたい、かように考えておる次第でございまして。

○神沢浄君　私は、率直な言い方をいたしますが、繰り返すようにですけれども、都市計画法以来、一連のこういう関連する法律の中の思想というのは、市街化区域の中におけるところの農業というものは認めていないわけですよ、今日まで認めていない姿でもってこれは進められてきておるわけです。まあ私などは、むしろそれには異論を持ち、反対の考え方を持っておるんです。ところがその市街化区域の中で、農林漁業との調和というものを配慮するという表現が出てきたからには、私はこの政府の考え方というもののなやっばり若干の修正というものが生じてきたのではないかと、こういうような点が一点です。ちよつといやみかという言い方でございしますが、私たちが

聞き及ぶところによれば、この法案を出すに付いての、たとえば与党の中などにいろいろの意見などもあつたようではございませうけれども、どうのこうのという、この問題のときに展開されたようないろいろの情勢などを見合わせながらこういう表現が必要だったのではないかと、あるいは憶測さえもこれはせざるを得ないわけでありまして、ただ、法律の文章の上だけに表現がされて終わつてしまふというんだつたらこれは意味のないことになる。その点を私は非常に懸念をするわけなんです。

今日、都市計画法制定以来の、いわゆる新都市計画法以来の考え方というものは、とうてい市街化区域の中であつて農林漁業との調和をはかるなどというところは許されぬものになつておるのではないかと、あるいはなかから、こういう表現がなされる。実際にこの表現のとおり今後配慮されていくというのであればいいけれども、私はなかなかそれは困難なことじゃないかと思うのです。都市計画の今日までの考え方の上からすれば、ですから、その辺を具体的にどの程度までのものを考えておるかというのをひとつ明らかにしておきたいということがねらいだつたわけでありまして、御答弁の中からは、どうもそういう具体的に納得できるようなものにはまだ受け取れないのでありまして、したがって、これはまあ大臣にお聞きするということよりか、お願いをしておきたい点でありますけれども、ひとつこの表現には責任を持っていただきたい。先ほど触れましたように、農業者のほうからは生産緑地の問題だとか観光農業の問題とか、いろいろな意見、主張などもあつたところでありまして、同時に、この都市計画というものを私は見直す点もひとつ必要じゃないかと思うわけでありまして、今日までの都市計画の考え方というものは、どうしても工業を中心にして発展をしていくところの日本の社会情勢、やはりその土俵の上に立つておるわけでありまして、農業というものがどうしても度外に置

かれてきていたことは避けられないところですが、今日公害が云々され、環境保全が云々される際に、やはり都市計画の中にも住民の生活環境の保全、こういうふうな観点から、まあ一つには、この法でいうところの農林漁業との調和を配慮するということもあわして生産緑地なり、農業者の主張するところの観光的な農業などというふうなものを他の計画事業と少なくとも同列の比重において今後配慮していく必要があるのではないかと、そうでなければ、法にうたうところの、幾ら美辞麗句でうたいましても何ら意味がない。こういうふうな点をやはり今後この法律を制定するからには責任を持って考えていっていただく必要があるかと、まあこう思うわけであります。そういう点で、この表現に今後ひとつ責任を持っていただきたい。そのための努力を、やっぱりこれはもう地方のたよりになっている自治省です。それから、そういう立場でもって自治大臣の所見をひとつ伺いをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(渡海元三郎君) いま引き合ひに出されました市街化農地に対する課税のときにも問題になりました点でございます。新都市計画法にも第三条のような規定がございますが、必ずしも規定だけでは、いま先生御指摘のように市街化農地、市街化区域というものは、農業というものはもうできないんだというふうな観点に立つての見方、むしろ、また農地を持っておられる方もそういった意味で現在は農業をやっておるが、土地そのものに対する今後の利用というものは、はたしてそういうふうなことに徹しておられるかどうか。これはまあ単に一つの法律でなくして総合的な都市づくりのあり方そのものに立って初めて市街化区域という中における、第三条と同じようにうたわれておりますところの農業との整備というものもあらわれてきたのじやなかろうか、私たちはそのような意味から市街化区域の農地の課税に對しても十分配慮して、段階的なものとして、総合的な面があらわれないために非常

な不安と混乱がある。議員立法の形で御修正を賜ったあの法律でも、一年間検討いたしまして措置いたすということにいたしておりますが、この法律におきます規定も御指摘のとおりのものであり、目的とするところは、秩序ある整備、また、秩序あるところの今後あるべき姿の市街化区域あるいは調整区域のあり方というものを具体的にあらゆる社会環境に合致して成り立つように努力していかなければならない。もう訓示規定の形になり、また現状はそうであるということと御指摘のとおりでございますが、今後の都市計画法の進め方あるいはこの法律の進め方等につきましては十分御要望の点を取り入れまして、そのためには、新都市計画法あるいはこの法律だけでは必ずしも万全でない面もあると思ひますが、総合的な考え方立ちまして、そういった方面を今後ともに土地対策の重要な一環として考えていかなければならない。その上に立たなければ、せっかく各党で規定願ひましたいわけ、市街化区域内の税制等も考えることができないんじゃないかと思ひます。こういった総合的施策を計画的に今後ともに推進していくことによりまして本条に示された趣旨をほんとうに具体化し実現化してまいりたい、このように考えておるような次第でございます。今後ともに御要望の線に沿ひまして努力させていただきたいということをここで答へさせていただきます。

○神沢清君 それでは、次へ入っていきたく思ふんですが、都市計画に必要な公有地の取得、さらには、現在の情勢では土地が野放しに取引されておまして、法人や不動産業者などの手に渡ってしまふことの多いというのが現状だと思ひます。したがって、それを防止して、また、やがて必要となるであろう公有地の先行取得をしていくというところがこの法案のねらいだろう。こう思ふのでありますが、そうだといたしますと、現状におきましては、やはりこの法案の主たる対象といふものはこれは農地ということになるのではないかと、相手は農家ということにこれはどうしても

なるのじやないか、こういう感じがするんですけれども、その点はどうでしょうか。これは建設省のほうからお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(小林忠雄君) 法律的に申し上げますれば、第二章の「土地の先買ひ」の対象は、農地に限らず宅地、山林、すべてを含むわけでございまして。しかし、市街化区域の中で先買ひをするというところは、将来公共団体が公共施設を整備する用地の先買ひでございますので、原則としては家が建っていないところという場合が多いのではないかとと思ひます。家が建っていないと申しませう、もちろんあいてる宅地も入るわけでございしますが、農地、山林がやはり相当部分を占めるといふことに結果としてはなるのではないかとと思ひます。

○神沢清君 というのは、あいてる土地といへば、それは農地もあいていますけれども、もうすでに法人、不動産業者の手に渡って値上りを待っているような土地もみないでいるわけですか。ですから、これは農地に限るとは書いてありますが、せんから、すべてあいてる土地はこれはもう対象になつてゐるわけでしょうけれども、ただ、この法案を読みますと、私は、抜け穴みたいなものが多いというか、そういう点を非常に懸念をいたしますのは、たとえば法人や不動産業者の手に渡つておる土地が取引の対象になつた場合は、これは当然法に基づいて届け出をしなければならぬというところになるんでしようが、しかし、これによりまして、ある一定規模以下では免れることになつてゐるようなんです。衆議院のほうの審議の内容を見ますと、その規模というのは何か三百平米、こういうことになつてゐる。こうなりますと、三百平米以下にほとんど切り売りすることについては、せっかくこの法律をつくつても、これは何ら規制することができない。不動産業者あたりは当然三百平米以内ぐらいで実際には売り渡していくのでしようから、この法律はそのことを対象とするについては全く無意味だといふことになる、やっぱりこれはもう結果的には相

手は農家であり、対象は農地だということにならざるを得ないと思ふのですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(小林忠雄君) ただいまの規模でございますが、法律案の第四条で、先買ひの対象として一号から四号まで列記しておりますが、このうち都市計画の道路用地とか、あるいは公園の用地、あるいは区画整理事業用地等におきましては三百平方メートル以上ということにしておりませんが、四号の現在公共施設の計画がきまつていない土地につきましては、「二千平方メートルを下らない規模で政令で定める規模以上の土地」といふことでさらに広くしているわけでございまして。これは本来自由な取引に公共が介入するわけではございませんので、あまりに煩瑣なことになつてはいかないだろう、したがって、ある程度まとまつた土地以上のものについて公共が介入するチャンスを与えたらどうかという趣旨でございます。二千平方メートルという規模につきましては、これは用途が確定しておりませんが、公共団体が取得をいたします際に、直ちに使える公共施設の最小規模といふことを考えますと、たとえば児童公園でございますとか保育所でございますとかといふようなもののが大体最低基準が二千平方メートル程度であります。買つてすぐ使えるといふような規模に一定限定したわけでございまして。それから今度は、公共団体の用地の管理面から申しました場合に、非常にこま切れの土地をあつちこつちに散在して持つておるということになりますと、公有地の管理の上からも非常に不便があるのではないかと、いふような理由から面積の限定をしたわけでござい

ます。そこで、関係者がこういう届け出義務を免れまされたに、土地を分筆いたしまして売買するといふような脱法行為は当然予想されるわけでございします。しかし、これは先ほど御指摘がございましたように、この法律案は、現在考えられます最小限度の私権制限でとにかく出発しよう、こういうような趣旨でございますので、したがって、その届け出

がありまして、これを公共が強権をもって取得するという保障がないわけでございます。その点が弱いといえ、弱いわけでございます。したがって、当事者が公共に売る意思を持たない限りにおいては公共に売らなくてもいいという、抜け穴といえ、抜け穴がございますが、その程度になつておりますので、あえて分筆等の手続をやりまして脱法行為をやるというほどの実益が実は当事者にはないのではないかと、このように考えております。また、事実、かりにそういうことについて禁止規定を置かなくても、置くまでの実益がないということで、まあ脱法行為というものはあり得るけれども、実際はそれほどまでして届け出義務を免れるというようなことはないじゃないかと思ひます。

○神沢浄君 それは脱法じゃなくて合法ですよ。基準が設けてあって、その基準以下に切り売りをするということは法はいかんとでもできないんだから、まさに最初から抜け穴を用意したような法律ということにもならざるを得ないのです。

それからもう一点は、話がついでですから入りますけれども、価格の点なんです、結局届け出があつた場合には協議に入る、その際の価格はいわゆる「公示価格を標準」とする、こういうんですが、「公示価格を標準」とする、こういう意味は、公示価格なのか、それとも公示価格を今後基準にしてやる一定の幅というふうなものをあらかじめ定めておけるのか、それとも公示価格以下ではないということなのか、その辺はどのように考えておられますか。

○政府委員(小林忠雄君) 地価公示法によりまして、その十一條におきまして「公示価格を標準とする」という趣意について定義しております。これはその売買の対象になります土地の価格を算定いたします際に、その土地と類似したようないわゆる公示地点の価格との、位置、地積、環境等の容積的価値に作用する諸要因についての比較を行なうということでございますので、公示価格そのものずばりではなくて、公示価格から算定をいた

しました価格でございますので多少の幅はあるわけでございます。そこで、公示価格は昭和四十九年には市街化区域全域にわたつて、最終的には一平方キロメートルに一カ所というまでふやすという予定でございます。これはあくまで三角点というところでございますので、一筆一筆の個々の価格の算定というものはそこから引つづいて計算をするということでございます。なお、この「公示価格を標準」とする、この条文をこの法律案に入れておきますが、これは地価公示法第十條及び第九條におきまして、公共事業に土地を買います場合には「公示価格を標準」として買わなきゃならない。さらに、最後に強権を発動いたしまして土地収用法を発動いたしました際に、収用委員会が価格の裁決をするという場合に、やはり「公示価格を標準」とする、このようになつております。したがって、それに先立ちまして先行取得をする際には「公示価格を標準」とする、こういうことにしたわけでございます。

○神沢浄君 まだ、「標準」という意味は、その具体的にはきめられてはいないわけですね。基準として、たとえばそれを越える一割の範囲とか二割の範囲とか、こういうふうなことでなしに、ばく然と基準として、あとは協議でやつていくんだと、こういうふうなことでしようか。

○政府委員(小林忠雄君) 先ほど申しましたように、公示価格の公示地点はあくまで三角点でございますので、そこから具体の一筆の土地の算定をいたします際には多少の幅があるということは当然でございます。

○神沢浄君 そこで、問題が出てくると思うのですが、これも抜け穴の一つになつてしまふのではないかと思います、協議がととのわない場合にはどうにもならないのですか。協議がととのわない場合には、それがいかに公用地として必要と思はれる適格な条件を備えた場所であろうともこれは手がつかない、こういう法律になりますか。

○政府委員(小林忠雄君) 法律的に申し上げますれば、そのようになるわけでございます。

○神沢浄君 そうすると、この法律をつくりましても業者などはほとんど切り売りをしてしまう。売らぬつもりならば、たとえば法外の値段を持ち込めば、これはまあ手がつかないということになりますと、この法律は抜け穴だらけでもつて、実際には意味がないということになつてしまふおそれがあると思うのですけれども、この辺についての見解はどうでしょうか。

○政府委員(小林忠雄君) 都市計画の道路とか公園とかきまつておきます土地につきまして、公共が買いたいといつて協議に入りまして、非常に高いことを言う、これは届け出でございまして、所有権移転の届け出価格を高く届け出るといふことであらうかと思ひます。それがもし公共に売りたくないために偽つて非常に高い価格を表したということになりますと、罰則の適用があるわけでございます。しかし、現実に高い価格で第三者が買ったということになりますと、将来都市計画事業等で公共団体が買収に入りまして、その際には公示価格を標準とした価格で買うわけでございます、これが話がつかない場合、収用委員会までいきまして、裁決価格というものがまた公示価格を標準として行なわれるわけでございます。のですから、著しく高い価格で買ひました場合には、将来事業化の際に買った人が逆に損をする、あるいは、損をしないまでも、もうけそこなうということが十分考えられるわけでございます。

○神沢浄君 ばくは少し甘いんじゃないかと思うのですよ。私も私は現実にはそういう情勢の中に住んでおる立場なんです、つい最近一つの例があります。これは都市計画の区域の問題じゃありませんけれども、私の県で保安林になつておるところを、ある町の共有林の売買の問題がありまして、その町では、町の何か整備の計画のためにどうしても資金を要する。したがつて共有林を売りに出したわけなんです。買ひ手がつきまして、その買ひ手は坪二百円と、こう言うのですね。県のほうでは、将来この林道の計画とかあるいはその他の

構想などまだ表に出ていないものでしょうけれども、そういう見地から県で買つておきたい、こういうことでもつてその共有林を持つ町と交渉したのでありますけれども、いままで県の買つておられる基準の価格というのは坪五十円ですね、いろいろな点から買ひ上げ幅を検討しましたが、坪八十円以上は県としてはこれはどうしても出せません。これは八十円と二百円じゃ勝負になりません。大体そういうふうな状況になつてくると思ひます。そうなりますと、繰り返すようにですけれども、せっかく公用地を先行取得をしておこうといふことでこの法律をつくりまして、あまり意味がないといふ、こんな言ひならば消極的な姿勢で、徹底を欠いておるような法律内容では私は意味があまりないのではないかと、この点を実は議論をした点であります。

そこで、関連がありますから次の問題へ入りますけれども、いわば届け出と申し出という二つの方法をとつておるわけですが、届け出の場合には、何か税制上の恩典といつたらおかしいのですが、特別措置というものがあつたように思ひますが、申し出の場合にはないわけなんです。私は考え方が少しそこで逆になつておるんじゃないかという感じがするわけなんです。公有地を先に取得をしておこうといふことについて自発的に申し出をするといふこれは歓迎されるべき問題であつて、むしろ恩典を考へるなら、先に考えなければおかしいような気がするのですが、届け出の場合にはそれを考慮しながら、申し出の場合には全然考慮されてないといふ、これはもう私もしるうとが考へるとまことに矛盾がまゐることだと、そういうさか立ちの考へでは大体この法律自体が効をなさぬではないかという気がしてなりません。その辺の見解はどうですか。

○説明員(高橋元君) ただいま御質問の公有地拡充法の四條の届け出の場合に、協議とのおいまして地方公共団体が買ひ取る場合には、三百万円の特別控除を認めるように今回特別措置法の改正によりまして措置ができたわけでございます。しか

るに、その五条によります申し出による買い取りというものについては特別控除の適用がないではないかという点でございますが、私どもが土地税制という点でございまして、いろいろ特別措置を講じておりますが、これは二つございまして、一つは、宅地の需給を円滑ならしめたり、供給を促進し、あるいは過剰な需要をチェックする、こういうことでございまして、関係の土地税制措置。もう一つは、公共の目的のために取得する土地につきまして、その公共の目的のために取得するということとは、たとえば、土地収用、それから区画整理その他によりまして、所有者本人の意思に必ずしもかわりなく譲渡所得について課税される、その場合の課税につきまして、特別控除等によって軽減することによって、公共の目的のために取得する土地の取得という点を容易ならしめるという、この二つでございます。御指摘の場合はそのあとのほうでございまして、そういう場合につきまして、現在の土地税制では特別控除を幾つかのランクに分けてございまして、土地収用法によって、また土地収用がされる状態において買い取られた場合には千二百萬円の控除、それから住宅公団が施行いたしますような大規模な土地区画整理事業というふうなものにつきましては六百萬円の特別控除、それから議題となっておりますところの公有地拡大促進法、それからまた別にございまして収用の代償用地、いろいろ代償用地でございまして、こういうものを取得いたします場合には三百万円の控除、それから一般の土地を長期に保有しておりまして売却いたします場合には百万円の控除、こういうランクになっております。このようランクになりましたのは、売り主が従来持っておりまして土地をどういう売却についての意思の拘束のもとに売るかということによってきまってくるわけでございまして、まあこの公有地拡大法によりまして、地方公共団体の先行取得は、先買の場合には、本来第三者に一定の条件で売却をしたいという意思で都道府県知事に届け出る。都道府県知事が法律の施行上他の都道府県に売却した

ほうがいいとして協議がととのつて、いわば本来売ろうとしていた方以外に売る、そういう場合に土地の先買の権利に基づきます意思の制限というのが働きます。

この意思の制限というものは、先ほど申しました、たとえば、土地収用それから大規模の土地区画整理というものに比べますと弱いというふうにも私も考えております。そこで三百万円の特別控除という制度を自治省、建設省とも御相談をして租税特別措置について手当てをいたしたいというわけでございまして、ところで、五条の申し出の場合には、初めから地方公共団体に売りたいという形で契約が進行いたしまして、相ととのつて売却をするわけでございまして、そういう意味で、相手方が知事さんでありました市長さんである、それが私人でないという意味で、公的な目的に供せられるというところは御指摘のとおりでございまして、私ども、意思の制限がないということでも申しますと、私人間の売買と税法の立場からいたしますと異なるところがない取り扱いをいたさなければならぬ、さように考えておるわけでございまして、

○神沢清君 税金というたてまえからすれば、いまのような御説明になるのでしようけれども、私も一般国民の立場からしますとまことに矛盾を感じておるわけでございまして、いまの御説明をきく端的な言い方をすると、届け出の場合は、他に売

のだからこれは恩恵を考へる。一方は、買ってもらいたいというのをそこを買い取ってやるのだからその必要はないという考え方にこれはなるのでしようけれども、それならばこの法律はもつと強制的なものでなければおかしきと思ふのです。私権を尊重しなければならぬということでもって抜け穴が多いような形にならざるを得ないというところになりますとやはりこの法律を有効あらしめていくには住民の協力がなければ、そこに基調が置かれなければ私は不可能だと思ふのです。そういうような観点を考えて直せば、やはり自発的に提供をしようというものに対して、これ

は少なくとも同等の措置は講ぜられなければわれわれ国民側からの理屈としては成り立たないということになると思ひます。そういう点で、法案の中にはこれは出てはいないのですけれども、今後の運用の上においてどんなふうな考えでいかれますか、これはひとつ大臣からお伺いしておきます。

○國務大臣(渡海元三郎君) いま、申し出の場合における税制度のあり方でございますが、私たちが実際問題といたしまして、すでに公共施設の用地として計画決定されたというふうなときには、むしろ申し出によりまして協力を願うということが好ましい案でございまして、そのためにぜひとも特別減税のあり方は、いま言われましたように、その場合も同等にしたいと事実上努力をしたのでございまして、税制上のたてまえもありませんが、協議を要する、このような案で原案のとおりで提出をさせていただいておりますが、事実上の運営をなされて、都市計画のこの法案の推進の上にはぜひともこのことが必要であるという状況の実情を把握した上で、今後ともこの点につきましては努力させていただきたい、そのように考えておるような次第でございまして、

○神沢清君 いまの大臣の御答弁に対して、大蔵省どうですか。

○説明員(高橋元君) 税制の上からの土地取得につきましての特別控除の考え方というものは、先ほどの御質問に対してお答え申し上げたとおりでございまして、私どもは税制が有効な土地の供給促進に利用ということに役立つことは心からそのとおりに考えておるわけでございまして、それと、しかし、税制だけで土地の有効利用の促進とか、それから土地の供給の増大ということがはかられることもないことも、これまたあらためて申し上げるまでもないわけでございまして、実体的な土地の利用規制に関する法律ないし制度の運用というものの従って、まあ税制上税の公平を確保し得る限度というものを考えていかざるを得ないというふうな考えでおります。

○神沢清君 ほかの問題もたくさんありますから、ぼくはこれはもう少し議論を深めたいと思ひますけれども、委員長、またあとのほうで機会をいただきたいと思ひます。

次の問題に移りますが、いわゆる届け出の場合に、凍結期間というのですか、一応の協議のための扱いは二週間、二週間で四週間というふうなことになると思ふのです。これは私は、まあ実際にはもう少しと長いとぐあいが悪いのじやないかという感じがいたしますが、大体都市計画法の五十七条ですか、これは一カ月というふうな規定になっておるわけであります。こんな点については、合せても差しつかえないのじやないかという感じが、むしろ合わせるべきではないかという感じがいたしますけれども、その辺の見解はどうですか。

○政府委員(小林忠雄君) 都市計画法五十七条の先買の場合におきましては、先買の主体というものがあらかじめ知事のほうで決定して告示しておりますので、だれを相手に話をしたらいいかという点がきまっております。そのために三十日の譲渡禁止期間がまるまる協議なりあるいは公共団体側の余裕期間としてあるわけですが、しかし、すでに第三者に売買契約を締結する寸前まで話が進んで届け出るわけでございまして、これがストップをされるという点におきましては、都市計画法の五十七条の先買の場合におきまして、この法律案におきまして先買の場合におきまして、当事者間では同じわけでございまして、この法律案におきましては、あらかじめ買い取り主体がきまっておりますので、あらかじめ買主を定めて協議に入ることになって、手続が二段になるわけでございまして、そのために勢い全体の譲渡禁止期間を都市計画法の範囲内に合わせるということになりますと、二週間、二週間というふうな形に分割されるわけですが、これは買い取りの主体のほうから見ると、多少不便な点

があるわけでございますが、売買をストップされるという取引の当事者の立場から申しますと、主体があらかじめきまつていようが、これからきめようが、これは公共側の事情でございますので、当事者側にとっては関係がない。したがって、強い権利でございまして都市計画法の権利よりも弱いという先買いの権利を、これ以上弱くするということとは、取引の安全とか危険の保護の点から見て適当ではないということで、都市計画法の三十日に對しまして最大四週間ということに押えたわけでございます。ただし、この法律案におきまして第六条の買取りの協議及び買取りの結果、ただいま問題になりましたような税制上の措置というようなことが買取り禁止期間を過ぎたあとにおいても当然有効でございますので、かりに二週間以内に話がつきませんでも、さらに価格の点その他について続行して協議が行なわれるということは一向差しつかえないわけでございまして、事実、土地所有者が公共のほうにいつてもいいということになりますれば、おそらく売買禁止がつかつておりませんでも、二週間以降に買取りも元の契約を締結するということはないんじゃないかと考えております。

○神沢清君　そこで、ついでお伺いをするんですが、何かこれは仄聞することと別に自信のあるものではありませんが、申し出の場合は、市町村、公社でなくて、果ないしは国の出先機関に申し出をさせるように指導する、こういうようなことがいまいわれているんです。そんなような考え方があるんでしょうか。

○政府委員(小林忠雄君)　第四条の届け出の場合におきまして、あるいは第五条の買取り希望の申し出にいたしまして、都道府県知事に対して申し出をするということでございますので、公共団体よりも先にはかの国の機関等に申し出その他が行なわれるということはあり得ないと考えております。

○神沢清君　以上、いろいろお聞きをしてきたんですけれども、その論議を通じて私どもの立場から判断をいたしますのは、繰り返した言い方になるかもしれませんが、とにかくこの法律ではその法の目的としておる公用地の取得は非常に困難ではないか。もう少し、法律を出すからには、実効の期せられるようなやつぱりこれは法律に変わるものが一番望ましいですけれども、そうでなければ、この法律がほんとうに生きるようなやつぱり運用を考へていく必要があるのではないかと、こう思います。そうやってまいりますと、それじゃ何で機能させるかということになれば、これは現行においてはどうも税制とのからみ以外にはないだろうと思ひます。こんな感じがするわけでありまうけれども、そこで四条との関係があらまうからお尋ねするのでありますが、いただきました資料、「公有地拡大推進法案関係資料」というのがあります。この四ページに「全国市街地価格および消費者物価の推移」、こういう欄がございまして、これでいきますと、ここの十五年間にわたつての数字があげられておる内容ですけれども、消費者物価のほうはこの十五年間に約二倍以上、ところが、土地価格のほうは大體十五倍から十六倍というふうに受け取れるわけですから、そういうふうにして読んでよろしいわけですか。

○政府委員(立田清士君)　ただいま御指摘の「全国市街地価格および消費者物価の推移」の表でございまして、この数字自体は、市街地価格につきましては、この備考にございまして、日本不動産研究所が毎年三月の時点で調べておられます数字でございまして、消費者物価につきましては、やはりそこに書いてございまして、総理府の統計局のほうの調査による総合の消費者物価の指数でございまして、いま御指摘のとおり、たとえば市街地価格につきましては、ちょうど右から三番目の欄に用途地域別の平均がございまして、三十年を一〇〇として、四十六年三月は一六・一四でございますから十六・一四倍、それから消費者物価のほうは、四十五年まででございまして、一九〇・五でございまして、九倍でございまして、そのように御指摘のとおり御理解いただいて

けつこうでございまして。

○神沢清君　消費者物価のほうは二倍弱のところへ、土地だけはどんどん上がつて十五倍から十六倍という状況になってきておる。私どもの聞いているところでは、本年の当初で全国で法人所有の土地というのは、金額にして大體十二兆五千億円、国の予算額よりも大きなような金額になるわけなんです。法人の全資産の五・五％くらいになり、全国土面積の一・二六％に達しておる、こういう数字のようであります。これに民間の不動産業者の所有するやうなものを合わせますと、そこまでの数字は合わせ切れなかつたのですが、これは膨大な、驚異的なものになっておるだろうと思ひます。そのために、つい先ごろの新聞で報道されていたところですが、四十六年度の億万長者番付の上位百人のうち九十五人までが土地成金で占められておる、独占をされておる、こういう実態であるわけなんです。したがって、税金の問題に及びますが、分離課税等を中心にしたこの土地税制というのは、本来は国民に安い土地をということをやつてやつたわけだと思ひますけれども、事実、土地は国民の手に入るんじゃないやなくて、法人によって買占められて、結果としては、いたずらに土地成金を、いま申し上げましたやうな状況に上り上げていつてしまつた、こういうことになつておると思ひます。この間、何か四十六年度のトップになつた億万長者も、自分の土地を自分の会社にかけて、そして、いわば税制の操作をしておる。こういう状況を見まして、私はこの法律も零細な国民に安い土地をというねらいであつたにもかかわらず、いま申し上げるやうな結果になつてきておると同じやうに、あるいは運用のいかんによつては何か思惑買ひをあつたり、あるいは土地不足感などによつて、かえつて土地の値上がりを刺激して、公有地を取得するのが目的であるにもかかわらず、かえつて取得難を助長するやうな結果になりかねないのではないかと、う感じもしてなりません。そうであるとなれば、なおさら、やつぱりこの法律をつくるからには実効が

期せられるように運営というものをやつていかなければ、これは全く意味がない、こういうことになるではないかと、こう思ひます。したがって、よほど積極的な姿勢で取り組みをしていかなければ、とうていこの法律の目的の達成というのは無理になつてくると思ひますが、そこで、一つの私は意見を提起しておきたいと思ひます。ありますけれども、さつきも触れましたやうに、価格の点で抜け穴が出ておる、あるいは、扱ひの点で切り売りでもしてしまえばそれはどうにも手がつかない、こういうこの抜け穴をどうふさぐか、どう押えていくかというところに今後の運用上の一番問題点がかかつてくるのではないかと、思ひます。

そこで、第一点としては、公有地の確保のための値上がり待ちをしておるやうな法人が持つておる土地とか、あるいは不動産業者が持つておる土地とか、こういうものに対しては先買権がとにかく実効をあげられるやうな対策という問題、これは考へる必要があると思ひますが、そういうやうな点についての構想をお持ちであるかどうかという点についてのこれが一つ。

それから第二点の問題としては、その一つの手段というやうなことになると思ひますけれども、協議の際に、これは公示価格を基準にした一つの常識的価格というものを買い側の市町村、公社のほうでは設定せざるを得ないだろうと思ひますけれども、その示すところの価格で売らない、法外な値段を出して、そして協議の不調を初めから目的とする、背後には不動産業者というやうなものがあるままでは手がつかないということでありまして、こういふものを押えていくためには、税制で調整をするという方法以外にはないのではないかと、私は考へておると思ひます。税制調整というの、私は行きと帰りがあると、思ひますが、一つは、あえてその協議を不調にして、取引が行なわれて、法人等が取得をした場合には、これに對して相当の税金をもつて押えると、あるいは、

今度は帰りの側では、この調査に協力をした場合には相当税制上の恩恵を配慮する、こういうような運用上の対策というものをしたなければ、私はこの法律をつくるばかりつくってもあまり効果があらならないようなことにはいまの情勢からするとおもうと思います。たとえば周囲の実態というものをみて、実感としてそういう感じを持つわけであり、そういうふうな構想をお持ちかどうか、どういうふうにお考えになっておるか、こういうふうな金だぶつておられますから、法人の側などが土地への投機的投資というものは非常にしやすい状況だと思ふんです。金融機関は利息は下げるというふうなことで、銀行から金を借りて土地をかうというになれば、今度は売った側の金はどこへも用いようがないから銀行へ戻る、法人はその金を借りて土地をかう。繰り返していけば、さつきちよつと申し上げたように、どんな法人の取得する土地などは大きくなると同時に、土地価格は法外に刺激をされて上がっていく、公有地の取得などはますます困難になっていく、法律の目的とは全く逆の現象が生じてきてしまう。

これではどうにもならないわけですから、それで第三点とすれば、法人の土地取得などは何らかのやり方を、たとえば、私はしろうとですか、わがかりませんけれども、市町村などが許可制でもとるようなことは考えられないか。法律には、その「地域の秩序ある整備」をはかるため、ということがあるわけですから、都市計画に、そういうものには比準して、何か市町村の許可制というふうな、こういうようなものがとれないものかどうか。

いま申し上げましたような、これは私の考えとして、この三つの点くらいをどうしても配慮していきませんと、私は法律は意味ないじゃないか、こういう感じがしてならないのですが、それらの点について建設省、自治省、それから、それに関連して大蔵省あたりのひとつ御意見をこの際お聞

きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(小林忠雄君) ただいまの法人の土地買いあさりの問題でございますが、土地対策と従来いわれておりました、そのために都市計画法とかこの法律案、あるいはいろいろな税制等が考えられたわけでございますが、従来その土地対策という場合には、大都市地域におきます宅地の価格の暴騰、それから庶民の住宅の用地の取得がなかなか困難であるというふうな、いわば宅地対策という面が非常に強かったわけでございます。今回問題にいろいろなっております法人の土地の買い占め問題というものは、どうもその問題をもう一つ越えた先の問題として展開をされておるのではないかと。すなわち、先ほどの市街地価格の問題と消費者物価の問題ございましたが、これは戦前から不動産研究所がとっております特定の県庁所在地以上の市街地の価格のデータでございます。土地の価格問題は、もっぱら市街地における宅地の価格の問題、あるいは宅地になるべき土地の価格の問題というところからでございます。政府のいろいろな施策もそういうような点に重点があつたわけでございます。しかし、いま問題になっておりますのは、むしろその市街地調整区域、さらには都市計画区域外の全国土における土地の買い占めというふうな展開しておるわけでございます。これは、ある意味から申しますと、新全国総合開発計画でねらつておりましたような国土の開発可能性が、国土の全域にまで展開をするというふうな政策が展開をされ、そのための手段として高速自動車国道の建設とか、あるいは全国の幹線鉄道網の建設、あるいは地方都市におきます投資の増大、こういうようなことが行なわれる、そういうような開発可能性の先取りというふうなことで問題をとらえるべき問題ではないか。でございますので、従来の市街地における宅地に対する価格対策とか、これに対する住宅用地の供給対策という点とは別途の観点で何か施策を講じなきゃならないかというふうに考えております。その際問題なのは、実態がどうなっているの

かというところでございまして、これが将来の何らかの実態に結びついた事業用の土地の取得であるのか、あるいは開発、いわば公共投資におきまして予想されます開発利益を法人があらかじめ先に手を打って独占しようとしているのか、そこら辺の実態がわからないわけでございます。

そこで、先ほど先生御指摘の統計は、おそらく和光証券の調査であろうかと思ひますが、あの調査におきましては、まず事業用資産だけが対象になつてゐる。したがって、不動産業者のたなおろし資産が対象になっておらないということ、それから現状の保有土地の分析でございますので、過去数年間に法人がどういう土地を、どういう目的で取得して、現在それをどうしているかという、やや経年的なことがよくわかりません。そこで、建設省では、東京証券市場の第一部及び第二部に上場しております各法人に対してアンケート調査をいま実施しております。現在四割程度回収ができております。来月半ばぐらいまでにはある程度の集計ができるかと思ひます。その結果をもちまして対策を考えたい。その対策として考えられますことは、先生御指摘のように、法律上の規制の問題あるいは税制の問題、金融の問題等々、政府各省全般にわたるものでございまして、建設省だけでできるわけではないわけでございます。まず実態を把握したい、こう思つております。

そこで、一つ税制の問題といたしまして、この法律に直接関係いたします御提案があつたわけでございますが、公共に協力をした土地を売ったという人に対して税金を優遇するという面につきましては、ごくささやかでございますが、先ほど大蔵省から御指摘がございましたように、まず第一歩を踏み出したわけでございます。そこで、著しく高い価格で土地を売つてもうけるということに対して何らかの押えがきかないかということでございますが、これはむしろ増税の問題になる。そこで、従来いろいろ提案されておりました、一昨年の地価対策閣僚協議会の検討事項として考え

られておりますのは、公示価格を基準とした評価を著しく上回った売買が行なわれた場合に、その標準価格を上回った部分について禁止的な高率の税を取つたらどうかという提案がございまして、これは現在検討しておりますが、この前提になりますのは、標準価格というものを一筆ごとに設定をするということが先決問題でございます。先ほどお答えいたしましたように、そういうふうな一筆ごとの価格をつけるということは公示制度ではできないわけでございます。公示制度は、最終の形におきましても一平方キロに一方所の三角点を設定するというところでございまして、そこで、これを一筆一筆ごとの評価に移すということは、やはり固定資産税の評価とか、あるいは法人税、相続税の評価というふうなことでリンクをしなければならぬわけでございます。この点については、同じ一昨年の地価対策閣僚協議会の検討事項といたしまして、地価公示価格を基準として課税の評価の一本化をはかるということが前提でございます。そのためには地価区域公示が市街地全域に行き渡ることが必要でございます。これが四十九年と考へておりますので、その時点以後の問題にならうかと考へております。

それから法人の土地取得についての規制の問題でございますが、これは宅地開発の規制条例というふうなもので、ある公共団体等におきましてはすでに単独条例を制定しているところもございまして、近く制定しようかという動きもあるわけでございます。しかし、所有権の制限というのは、憲法上、法律をもって定めるということが原則でございますので、何らかのこれについて私権の制限を伴うような形の介入を公共がいたす場合には、何か法律の根拠を要するんじゃないかというふうに考へております。この公有地拡大法は許可制とかいう点までいってありませんけれども、やはり初めて私的な取引に対して公共が介入するという端緒をなすのではないかと。したがって、こういう届け出制等の運用を踏みました上で、さらにより強い形の公共介入が必要である

ならばその介入をどう強めるか。それから、この法律案では市街化区域の中だけに限定してありますが、法人の土地取引等が市街化区域の外でも非常に行なわれていて、これについて何らかの公的な介入をしなければならぬということでございます。何か将来法律の適用範囲を拡大するということのようなことが今後の検討課題になるかと思ひます。

○説明員(高橋元君) 神沢先生から御指摘のございました土地税制でございますが、先ほどの御質問にお答えしましてちよつと申し上げましたように、現在の土地税制では、主として都市近郊における未利用地でございますが、それを宅地として供給を促進するために長期譲渡所得を段階的に軽減して順次上げていく措置、それから短期の譲渡所得につきましては重課するということを個人についてそれぞれ講じておるわけでございます。その結果、当初の一〇%という軽減税率が昨年の末で打ち切られましたことになりまして、本年から一五%になりましたために、昨年の秋以降非常に土地の譲渡所得がふえまして、先ほど御指摘のございましたように、四十六年の高額所得者というものはそのあらかたが譲渡所得によつておるということになったわけでございます。これは土地税制そのものが、宅地の供給を促進するという観点から長期の譲渡所得を軽減いたすということでございますので、それはそれなりに効果を生んだというふうに思ふわけでございます。御指摘になりますのは、その効果を生んで供給がされたその土地が、宅地として利用されない状態で中間にとまっておるのではないかと、ことに、それが法人の段階でとまっておるのではないかとということであらうかと思ひます。

そこで、法人が投機的な形で土地を保有するということが多いといたしまして、そのような場合には法人税を重課すべしという御議論がございいます。もう一つ、それといま建設省からお述べになりましたように、持つておりました土地を売り払います際に、地価公示価格を越えて売った場合に

はその分について重課するという御提案もございいます。さらには未利用地ないし空地地というものについて特別の課税をすべきであるというお考えもございいます。私も四十五年の地価対策閣僚協議会のときに、土地の仮需要の抑制、有効利用の促進、投機的な土地取引の抑制、今後早急に検討すべき課題として承つておりますので、そのような観点から、土地税制の改善につきまして四十五年税制調査会ではいろいろ検討をいたしたわけでございます。先ほど申し上げましたような各手段につきまして、それぞれ難点がございいます。

法人が取得いたしました土地につきまして、それを売り払つて得た利益を分離して高率の課税をすべきだということにつきましては、法人の所得というものは、これは理屈をいって恐縮でございますが、一体として収入から出すべきもので、一部の所得だけを分離して重課するということとはあまり好ましい方法ではございませんこと、法人が持つておると申しましても、いわゆるデベロップパーというものが当初土地を仕込みまして、それを適正な宅地に造成いたしました、適正な値段で売り払う、その場合また重課が及んでしまうのでは有効な利用目的を阻害することになるだらう。したがらしまして、そういう場合を考えますと、デベロップパーにつきましては何か通常の課税という範囲内に置いておかなければなりません。デベロップパーは現在のこれは建設省の行政ないし法制の問題であると思ひますが、デベロップパーにつきまして、これは資格の取得というものが比較的容易になつておるといふように伺つております。

それから、いかなる土地で、いかなる地域で、いかなる形態で、いかなる価格の土地を供給するかという全体の詳細な土地利用計画というもののについて、まだ税制をもつて強制いたすということまで展開されてないのではないかと、この点について見送りという形になつております。

それから高価譲渡所得税については、建設省からお述べになりましたように、地価公示が進んで

まいります時点で考えていかなければならないことかと思つておりますけれども、これにつきましても、土地の公示価格がかりに高いといたしますと、その高価譲渡所得税の徴収される分がそれだけ少なくなるわけでございいますから、平素から保有課税の基礎になりますような価格とリンクしておきまさんと、高価譲渡所得税によつて強制しようという目的がそれだけ減殺されるという難点がございいます。それと、現在のよう土地の需要が非常に強い場合には、高価譲渡所得税そのものが買入手に転嫁されるということではかえつてマイナスの効果になるのではないかと、これも考慮しておるものであります。そのような問題を考え合わせながら、今後地価公示制度の、と申しますか、それを中心とした公的な土地評価の適正化と一本化ということの上に立つて、将来の問題として検討すべき課題であるというふうに思つております。

それから利用規制の問題というのは、これはなかなかかむずかしい問題でございます。現在の土地利用は、おそらく建築制度の観点から最低の余裕スペースというものを要求しておるわけでございまして、それから税制というものは、これは全国の税務署が一率に施行いたすものでございまして、その場合に未利用地、空地等によりまして土地の所有スペースというものについて重課するということになりまして、かえつて密集というものを税制によつて促進することになるかも知れないということでございます。先ほど私申し上げたように、税制は、確かに一体の法制、土地利用に関する規制なり誘導なり、全体の制度の一環として今後とも検討を続けてまいらなければならぬものだと思いますけれども、その際に、やはり中心になりますものは、そういった不動産の取得利用ということについての法律制度だということに考えておりますので、建設省、自治省とも今後とも御相談しながら検討を続けてまいりたいと思ひますが、いま申し上げましたように、いろいろ税制上の立場からいたしますと問題のある

ことが多いというところであります。

○国務大臣(渡海元三郎君) ただいま主管省である建設省並びに大蔵当局から御指摘の点述べられましたので、特に自治省といたしましてつけ加える点はございせんが、本法律は、元來が地価対策あるいは土地対策そのものの根本に触れる問題でなく、私たちは、あくまでも地方公共団体の公有地の獲得ということを中心とした法律でございますけれども、これが一昨年の地価土地対策閣僚会議の中の一つの手段として示されておるやうに、間接的には土地対策となり地価対策とならなければならぬ、また、そうなるであらうと期待していることは事実でございます。しかし、税制の面には御指摘になりましたような点もございいますので、この法律の運用には厳に注意をいたしまして、いやくも目的に反するような、むしろこれが刺激となつて一そう地価を上げるというふうなことがないように今後十分留意いたしますとともに、本法律の中にあります、協議の最も根本になります公示価格を基準とせなければならぬという事項も、公示価格制度そのものの、何と申しますか、法が期待しておりますような運用その他の完備をまつて初めて行なわれることであらうと思ひますが、本法案の運用を通じて、各地方団体にあらわれてまいりますものを直接的に確に把握いたしました、今後とも必要な面におきましては関係各省と協議の上法改正に尽力する。そのことによつて全般としての総合的な土地対策、地価対策に資し得るものにならなければならぬ、かように考えておるような次第でございます。今後運用の面におきまして、きょうも実は閣議終了後に、本委員会が開催され参議院においても公有地拡大の法案を御審議願ふことになつたというところを建設大臣に報告いたしました場合、土地開発公社の運用という面についてくれぐれも強力に指導をしていただきたいという建設大臣の要望もあり、私も話し合ったような次第でございますので、御趣旨に沿うよう運用の面においてぜひ留意してまいりたい、かように考える次

第でございす。
○神沢浄君 もう時間もありませんけれども、この際、いま大臣の御答弁の中に出てまいりました土地開発公社の問題について、時間の許す範囲で若干お尋ねをしておきたいと思ひます。

今度、この法律が施行された場合に新しくつくられる公社の問題はしばらくおきまして、現在すでに全国的には八百四十四か所、このうち市町村は七百四十一か所になっているようですね。公社が存在をされているわけでありまして、私などの聞いたところでは、きょうまでの公社というものは、やはり土地先買の業務をも行なっていることとあわせて、市町村のこれは行政上の問題からみまされども、やはりきょうまでの公社というものは、やはり土地先買の業務を果たしてきている面も多い。中には不動産業みたいなことにまで及んでおられるものもある。こんなようなことを聞かされているわけでありまされども、この法律によつて、法の定める土地先買の分だけは法によつてつくられる公社の任務になっておられるので、従来あつた公社には、まあほかにもいろいろ業務があつたと思ひますが、そうすると、これは整理をするといひまされども、ほかの業務の分はそのまま残つてしまふ。全国、公社だらけみたようなことになって、かえつて何か末端の行政を混乱させるようなおそれもありはしないかという点が懸念されるところですね。この法施行と同時に、既存の公社の吸収整理といひますか、こういう点についてはどんなような指導を考へておられるのか、この点をちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(立田清士君) ただいまお話をのたまは、現在地方に公社がございす、その中でも土地関係を主としてやっております公社が八百四十四か所、数字になつておると思ひます。それでこれらの公社は、現在、御承知のとおり、いわゆる民法等の規定によりまして私法上の公社になつておるわけにございす、その運営の内容につきま

ては、それぞれ地域の実情に応じてやつておられますが、いま申しましたとおり、私法上の公社でございすために、そういう意味のやり方というものにつきまして、なお地方団体との関係が必ずしも明確でない点もございす。したがいまして、実は今度の法律におきまして土地開発公社を公法人として設けるようにしておるわけにございすので、実は実体的にはこの公法人、土地開発公社は新設になりますけれども、実体としては従来のこの土地関係の公社というものの組織がえが行なわれることが予想されるわけにございす。したがいまして、法律においてもそういう組織がえ等の規定等を附則等に設けておるわけにございす、そうしますと、現在の公社の中にいろいろございまして、八百四十四の中には純粋に土地だけをやつておられる関係もございす。それから、いま御指摘のとおり、それ以外の業務をやつておられる面もあろうと思ひます。したがいまして、今度新しく組織がえをせられる場合に、今度の公法人の土地開発公社は法律の十七条にございすとお伺ひ、いま御指摘のとおり、先ほどの第二章の先買関係の買取りの主体にも公社はな

ります、それ以外に、土地の取得なり、造成関係、処分等についても十七条によつて業務とされるわけにございすので、そういう意味では表現が適切でないかも知れませんが、土地に関連した業務は一応この公社で、新しい公法人で行なわれることになりま。したがいまして、それら以外の業務につきましては一応この公法人の土地開発公社からは切り離されてくるということになります。したがいまして、そういういたしますと、指導上の問題といひましては、やはりこの土地開発公社に現在の土地を主体にした公社というのをできるだけ切りかえていただくように指導する、そういうことを地方団体にも要請していくわけにございす、その際に、従来のそれ以外の業務というものをどういうふうにしていくかという点につきまして、これもいろいろあろうかと思ひます、その従来行なつておる業務というものをもう

一回見直していく場合もございすでしょうし、必要によりましては、他の業務につきまして、従来の既存のものとおあわせしてどういうふうに別な形にするかということもいろいろ地域地域の御判断としてはあると思ひますが、その辺の関連については、具体的な指導におきまして、私どもただいま御指摘のような点も踏まえて十分に地方の実情に合うように、そして全体的には地方団体との関係を、公社との関係が明らかになつてくるような方向において指導していきたい、そういうふうにお尋ねをしておるわけにございす。

○神沢浄君 委員長、ここで時間の関係もありまして、あと二点ほど公社問題についてはお尋ねをして本日ところは終わるつもりですけれども、しかし、公社の問題というものはいろいろありますから、先ほどの保留をいたしました申し出、届け出と税制との関係の問題、それから公社問題等についてはたいへん恐縮ですが、これも質問をさせていただいて、あと二点だけお願いをしておきたいと思ひます。

それで、この規定によりまして、「国、地方公共団体その他公共団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、」ができるということになつておるようですが、そこで明らかでないのは、「その他公共的団体」というのは何であるか。それから国の委託の範囲と、国から頼まれさすれば何でもできるかということでもなからうと思ひますが、国のしたがつてその委託に基づいて公社が行なえるところの範囲ですね、これらをちよつと明確に説明をしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(立田清士君) 第一点でございす、十七条の中の「国、地方公共団体その他公共的団体」とございす、その「公共的団体」でございす、これはいわゆる国の公社や公団や事業団等のそういう公的な団体ということにございす。

それから第二番目の、その委託のされる業務の内容でございす、その十七条のところは一土

地の取得のあつせん、それから「調査、測量、その他これらに類する業務」と申しますのは、いまの土地に關係いたします調査なり測量なり登記とか、あるいは設計も入るかと思ひますが、そういうような内容になつてよろうかと思ひます。そこで、私から申し上げるまでもないことではございす、土地開発公社自体の主たる業務といひますのは、当然公有地の取得なり、管理なり、そういう点でございすので、ここに書いてございすのは、まあ表現が適切でないかもしれせんが、一種の付帯業務といひます、そういうような関係の、土地に関連したそういうことでございすので、実際の運営におきましては、先ほど御指摘がございまして、委託があれば、それを何といひますか、本来の業務にやはり支障のない範囲内で行なつていくというやり方になつてくるだらうと思ひます。したがいまして、あくまでも土地開発公社としては公有地の確保という点が主体になつてきます、その趣旨に適合するような意味におきまして、こういうような委託業務が行なわれる、こういうことにならうかと思ひます。

○神沢浄君 私がお尋ねしました後段の問題は、国から委託を受けてその土地の取得のあつせんをする、国から言われればその土地の使用の目的が何であらうとも取得のあつせんができるのかどうか。国とたたいいまして、やつぱりその使途内容というものが、一応これは使途対象の範囲というものがこれは定められなければならぬのじやないかということ。国から言われれば何でも不動産業者みたくに土地の買ひつけをするということではこれはおかしいことになるので、その辺をひとつ明らかに説明を受けたいと思ひます。

○政府委員(立田清士君) ちよつと私の説明が不足したかと思ひますが、御指摘のとおり、土地開発公社自身がやはり土地の関連、もちろん公有地、あるいはその委託によつていろいろ仕事をやる場合におきまして、やはりその地域における、先

ほど法案の趣旨にもございませうと、秩序ある整備」というような観点からの土地の利用あるいは取得というように、利用をねらいにしました取得なり造成なり管理を行なっていくわけでございますから、そういう意味では、やはりこの土地開発公社が「地域の秩序ある整備」に適合するようやり方で運営をされていくわけでございますし、そういう限りにおきまして委託があり、それに、土地開発公社が委託を受けて行なう場合においても、そういう観点からの配慮がせられていく、そういうふうにはわかれは考えております。

○神沢浄君 これは私は明確にしておくことが非常に重要なことだと思ふんですが、国が依頼をする場合にも、一つの範囲というか限定されるものがこれはもう明らかでなきやらないのであります。たとえば、土地収用法なんかの関係におきましても公益を目的とするわけですね。したがって、一つの言い方ですが、国の委託するものは土地収用法の対象にかかわるような、それ以外のものではないとか、こういうようなやり方明確な基準というものが明らかにされておる必要があると思ふんですけれども、そういう点についてどうでしょうか。この土地収用法をそれと一つの基準に考えて、国の委託するものは土地収用法の対象の範囲内だということが明らかになりませんか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 法律的に土地収用法の範囲内であるというふうに限定いたしますかどうか、この点は私は法律、土地収用法のどう限定されておるかという点つまびらかでないものですから、後刻、できましたら事務局から補足させていただきますが、私が衆議院でも答えさせていただきますが、開発公社はその地域の都市づくり、住民のための土地取得ということが目的でございますので、国から委託される業務にいたしても、その国の行ないます業務そのものが、その地域の住民の公共的な利益になり住民に直接関係のあるというもので

を委託される、それに限るべきものであると、かように考えておるような次第でございます。なお、法律的なことにつきましては、事務局から必要あれば補足いたさせます。

○政府委員(香川通夫君) ただいま大臣からお答えいたしましたとおりに尽きるわけでございます。法律上は限定をいたしておりません。国と公社との関係でございますので、その厳格に制約はいたしておりませんけれども、その趣旨は、当然この法律の精神からいたしまして、いま大臣がお答え申し上げましたような事業用の土地である。したがって、結果的には土地収用法の対象になるものがほとんどはなからうかと思ひますけれども、それに限定はいたしておりません。なお、公社の事業としては、いろんな資金の量とかいうような関係からいたしても、そうむやみにたくさん事業をお引き受けできるといふ状況ではなからうと思ひますけれども、その状況に応じて国にかわつてそういうあつせんの方法などされる、こういう措置を講じておいた次第でございます。

○神沢浄君 末端のほうで懸念するのは、国から委託を受けて土地の先買をした。何ができたかと思つておつたら、基地になったり兵舎が建つたなどということではこれは困るんです。そういう点が非常に懸念をされておるんですから、したがって、それらの点をやはりある程度明確にしてやる必要があると思ひましてお尋ねしているわけなんですけれども、まあそれは公益のためと言われれば何かおぼろげながらわからぬことはないんだけれども、おぼろげでは困るという、こういう懸念があるんです。したがって、国の委託するものは大体この範囲だというような点を、いまむずかしければ、この審議はまだ続くでしょうから、あとからでもいいですけれども、これをひとつ明らかにしておいていただきたいと思います。

○国務大臣(渡海元三郎君) 先ほどもお答えしましたとおり、国からの委託されます土地の取得に

いたしまして、その土地の取得が直接住民、公共に關係のある、利益になるといふようなものに限定されるべきであるという私たちの考えでございます。いま御例示になりましたような基地とかそういうものは、私がいま申しました住民と直接關係のある施設あるいは土地の利用という範疇には入つておりませんので、私たちはそのようなものの委託は現在考えておりませんし、またそのように運営をしてまいりたい、かように考えております。

○委員長(玉置猛夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(玉置猛夫君) それでは速記を起こして。両案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。

○委員長(玉置猛夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、稲嶺一郎君が委員を辞任され、その補欠として平島敏夫君が選任されました。

午後零時三十六分散会

五月十九日本委員会に左の案件を付記された。

- 一、「モーター」規制に関する法律制定に関する請願(第一七三三三号)(第一七三三三号)(第一七三三三六号)(第一七四二二二号)(第一七四三三三号)(第一七四四九号)(第一七五九号)(第一七六四四号)(第一七六五五号)(第一七七〇号)(第一七七二二号)(第一七七二二二号)(第一七八四四号)(第一七八九四号)(第一七九〇号)
- 一、「市町村連合法案」反対に関する請願(第一七四六六号)(第一七九二二二号)
- 一、被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願(第一七七七号)

第一七三三三三号 昭和四十七年五月六日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
請願者 福岡県筑上郡新吉富村尻高 中野ヨシエ
紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第一三三二二二号と同じである。

第一七三三三三号 昭和四十七年五月八日受理
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
(二通)
請願者 大分市宮河内大分県地域婦人団体連合会内 大塚希久江外二名
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第一三三二二二号と同じである。

第一七三三三三六号 昭和四十七年五月八日受理
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
請願者 千葉市国生町一、〇一八ノ二一 千葉県連合婦人会内 堀つね
紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第一三三二二二号と同じである。

第一七四二二二二号 昭和四十七年五月八日受理
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
請願者 兵庫県姫路市伊伝居仲町 星住や寿の
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一三三二二二号と同じである。

第一七四二二二二二号 昭和四十七年五月八日受理
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
(二通)
請願者 新潟県南蒲原郡田上村山田 中野フエ外二名
紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第一三三二二二号と同じである。

第一七四三三三三三号 昭和四十七年五月八日受理
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
「モーター」規制に関する法律制定に関する請願

請願者 愛知県豊田市桜町一ノ八三 本多 貴美子

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一七四九号 昭和四十七年五月八日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
(二通)

請願者 北海道帯広市西一条南二丁目 三宅嘉子外一名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一七五九号 昭和四十七年五月九日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願

請願者 福岡市高宮三ノ二九ノ一九 内野 梅子

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一七六四号 昭和四十七年五月九日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
(二通)

請願者 大阪府東大阪市石切町二ノ二ノ 三四 山崎芳子外一名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一七六五号 昭和四十七年五月九日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
(三通)

請願者 福井県坂井郡三国町黒目 橋本ひろ外二名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一七七〇号 昭和四十七年五月十日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願

昭和四十七年六月五日印刷

(二通)

請願者 静岡市西千代田二九ノ三七 森下 やぎ外一名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一七七一号 昭和四十七年五月十日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
(三通)

請願者 石川県金沢市長町二ノ七ノ一〇越 田直居外二名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一七七二号 昭和四十七年五月十日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
(三通)

請願者 長野市妻科町四二二 藤森てる外 二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一七八四号 昭和四十七年五月十日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡香焼町 陣内静枝

紹介議員 中村 楨二君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一七八九号 昭和四十七年五月十一日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願
(二通)

請願者 長崎市桜馬場町一三四 小林ヒロ 外一名

紹介議員 初村龍一郎君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一七九〇号 昭和四十七年五月十一日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願

昭和四十七年六月六日発行

請願者 香川県高松市藤塚町三ノ二ノ五 鈴江よしえ

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一七四六号 昭和四十七年五月八日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡山田町船越二二ノ 一二六 阿部嘉夫外三百二名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一七九二号 昭和四十七年五月十一日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 新潟県長岡市宮栄三ノ八ノ七 今 井鎮雄

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一七七七号 昭和四十七年五月十日受理

被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願(五通)

請願者 大阪府吹田市片山町四ノ四三ノ一 五 国藤淑子外七百八十五名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。